

ハイライト:

- ・令和3年度税制改正 個人所得課税等のポイントを解説します！
- ・その他の改正をワンポイントで取り上げます！

2021年3月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

令和3年度税制改正
のポイント
<個人所得課税・
資産課税関係>

ワンポイント
確定申告の期限
1か月延長他 2

日中の日差しの暖かさに春の到来を感じる季節となりました。2020年は新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年でした。少し落ち着いてきたように感じますが油断は禁物です。どうぞ体調管理に気をつけてお過ごしください。

第85号では、令和3年度税制改正から、個人所得課税等の改正を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香



令和3年度税制改正のポイント <個人所得課税・資産課税関係>

令和3年度の個人所得課税及び資産課税関係の主な改正について解説いたします。

住宅借入金等特別控除の見直し(^_^)

消費税の税率引き上げに伴い住宅ローン控除の対象期間が13年に延長されましたが、この措置が更に延長され、また適用対象となる床面積が50㎡以上 40㎡以上に緩和されます。なお、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

	所得要件と床面積	契約要件	入居時期	控除期間
新築の居住用家屋	50㎡以上 合計所得3,000万円以下	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日まで	令和3年1月1日～ 令和4年12月31日まで	13年間
未使用の分譲住宅				
既存住宅	40㎡以上～50㎡未満 合計所得1,000万円以下	令和2年12月1日～ 令和3年11月30日まで		
増改築等				

退職所得課税の見直し(>_<)

従来より、勤続年数5年以下の役員等に対する退職金については、2分の1課税の適用はありませんでしたが、従業員についても一部同様の措置がとられます。これは、外資系企業において従業員の給与を引き下げ、その分退職時に高額な退職金を支給することにより税負担の軽減を図る行為が見受けられたことを是正するのが目的とされています。

勤続年数5年以下の従業員に係る退職金(以下「短期退職手当等」という)のうち退職所得控除額を差し引いた額が300万円を超える部分については、退職所得の金額を計算する上で2分の1とする措置が適用されなくなります。勤続年数20年以下の場合、退職所得控除額は1年につき40万円ですので、例えば勤続年数5年の従業員が退職する場合、500万円を超える退職金の支給であれば今回の改正が影響することになります。令和4年分以後の所得税について適用されます。

	勤続年数	短期退職手当等から退職所得控除額を引いた額が300万円以下	短期退職手当等から退職所得控除額を引いた額が300万円超
改正後	5年以下	2分の1課税適用あり	2分の1課税適用なし 増税となります
	5年超		2分の1課税適用あり

教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税特例の見直し(>_<)

教育資金、結婚・子育て資金の贈与税非課税特例については適用期限が令和5年3月31日まで2年間延長となります。

ただし、教育資金に関して令和3年4月1日以後は、贈与者の死亡時に管理残高があった場合、受贈者が贈与者より相続等で取得したとみなされます(受贈者が一定の条件に該当する場合を除く)。

また、教育資金、結婚・子育て資金の両方ともに、贈与者から相続等により取得したとみなされる管理残高について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、相続税額の2割加算対象となります。

住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の拡充(^_^)

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に関して、令和3年4月1日～12月31日までの期間においても最大1,500万円の非課税限度額が据え置かれます。

また、贈与を受けた年の所得税の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が50㎡ 40㎡へと引き下げられます。

令和3年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得資金の贈与税について適用されます。

その他(^_^)

土地の固定資産税の課税標準額、税額が据え置かれ、令和3年度に評価額が上がったとしても税額は上がり、また評価額が下がった場合は下がった評価が税額に反映されます。



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

ワンポイント

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、確定申告及び納付期限が1ヶ月延長されています。申告所得税・個人事業者消費税・贈与税の期限はその結果4月15日となっています。(振替納税日は所得税5月31日、消費税5月24日)。

令和3年3月分からの介護保険料率が引き上げられます。(1.79% 1.8%)

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。